

## 消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成 26 年改正法附則第 16 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 19 条第 7 項の規定にもとづき届出を行なった特定小売供給約款（令和元年 10 月 1 日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 28 条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率および 59（一般供給設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額ならびに附則 3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）、附則 7（口座振替割引についての特別措置）および附則 8（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で、別表 2（燃料費調整）および附則 8（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める基準単価ならびに別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）および附則 8（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める離島基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で四捨五入しております。

### （1）Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
定額電灯		
需要家料金		
1 契約につき	55.00	5.00
電灯料金		
10 ワットまでの 1 灯につき	91.33	8.30
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	137.59	12.51
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	232.27	21.12
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	325.85	29.62
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	514.12	46.74
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	514.12	46.74
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	238.82	21.71
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	355.54	32.32
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	178.32	16.21

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
従量電灯 A		
最低料金		
1 契約につき最初の 12 キロワット時まで	314.79	28.62
電力量料金		
上記をこえる 1 キロワット時につき	17.46	1.59
従量電灯 B		
基本料金		
契約電流 10 アンペア	297.00	27.00
契約電流 15 アンペア	445.50	40.50
契約電流 20 アンペア	594.00	54.00
契約電流 30 アンペア	891.00	81.00
契約電流 40 アンペア	1,188.00	108.00
契約電流 50 アンペア	1,485.00	135.00
契約電流 60 アンペア	1,782.00	162.00
電力量料金		
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.46	1.59
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23.06	2.10
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.06	2.37
最低月額料金		
1 契約につき	314.79	28.62
従量電灯 C		
基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	297.00	27.00
電力量料金		
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.46	1.59
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23.06	2.10
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.06	2.37

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	6.82	0.62
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	13.64	1.24
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	13.64	1.24
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	136.47	12.41
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	136.47	12.41
臨時電灯 B		
基本料金		
契約電流 10 アンペアにつき	330.00	30.00
電力量料金		
1 キロワット時につき	27.67	2.52
臨時電灯 C		
基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	330.00	30.00
電力量料金		
1 キロワット時につき	27.67	2.52
公衆街路灯 A		
需要家料金		
1 契約につき	49.50	4.50
電灯料金		
10 ワットまでの 1 灯につき	83.63	7.60
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	125.49	11.41
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	209.17	19.02
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	293.95	26.72
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	461.32	41.94
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	461.32	41.94
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	214.62	19.51
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	320.34	29.12
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	160.72	14.61

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
公衆街路灯B		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	269.50	24.50
電力量料金		
1キロワット時につき	16.75	1.52
最低月額料金		
1契約につき	293.89	26.72
低圧電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,012.00	92.00
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	17.12	1.56
その他季料金	15.43	1.40
臨時電力		
定額制供給の場合		
契約電力1キロワット1日につき	195.87	17.81
従量制供給の場合		
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	20.53	1.87
その他季料金	18.50	1.68
農事用電力A（かんがい排水需要）		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	671.00	61.00
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	12.50	1.14
その他季料金	11.42	1.04
農事用電力B（脱穀調整需要）		
定額制供給の場合		
毎年最初の30日まで		
契約電力0.5キロワット	3,789.83	344.53
契約電力1キロワット	5,390.99	490.09
契約電力2キロワット	8,592.98	781.18
契約電力3キロワット	11,794.97	1,072.27
契約電力4キロワット	14,996.96	1,363.36
契約電力5キロワット	18,198.95	1,654.45
30日をこえる1日につき		
契約電力0.5キロワット	30.26	2.75
契約電力1キロワット	60.53	5.50
契約電力2キロワット	121.07	11.01
契約電力3キロワット	181.60	16.51
契約電力4キロワット	242.13	22.01
契約電力5キロワット	302.67	27.52

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
従量制供給の場合		
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	18.81	1.71
その他季料金	16.97	1.54

(2) 59 (一般供給設備の工事費負担金) に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金 額	消費税等相当額
	円	円
架空配電設備の場合		
超過こう長1メートルにつき	3,410.00	310.00
地中配電設備の場合		
超過こう長1メートルにつき	27,170.00	2,470.00

(3) 附則3 (公衆街路灯のお客さまについての特別措置) に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
最低料金		
1契約につき最初の12キロワット時まで	293.89	26.72
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	16.75	1.52

(4) 附則7 (口座振替割引についての特別措置) に定める口座振替割引額

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
1契約につき	55.00	5.00

(5) 附則8 (消費税法の改正にともなう経過措置) に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
定額電灯		
需要家料金		
1契約につき	54.00	4.00
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	89.67	6.64
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	135.09	10.01
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	228.04	16.89

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につ き	319.93	23.70
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯に つき	504.77	37.39
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワット までごとに	504.77	37.39
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	234.48	17.37
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアン ペアまでの 1 機器につき	349.08	25.86
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	175.08	12.97
従量電灯 A		
最低料金		
1 契約につき最初の 12 キロワット時まで	309.06	22.89
電力量料金		
上記をこえる 1 キロワット時につき	17.14	1.27
従量電灯 B		
基本料金		
契約電流 10 アンペア	291.60	21.60
契約電流 15 アンペア	437.40	32.40
契約電流 20 アンペア	583.20	43.20
契約電流 30 アンペア	874.80	64.80
契約電流 40 アンペア	1,166.40	86.40
契約電流 50 アンペア	1,458.00	108.00
契約電流 60 アンペア	1,749.60	129.60
電力量料金		
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワッ ト時につき	17.14	1.27
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時 までの 1 キロワット時につき	22.64	1.68
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時 につき	25.58	1.89
最低月額料金		
1 契約につき	309.06	22.89
従量電灯 C		
基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	291.60	21.60
電力量料金		
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワッ ト時につき	17.14	1.27
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時 までの 1 キロワット時につき	22.64	1.68
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時 につき	25.58	1.89

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	6.70	0.50
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	13.39	0.99
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	13.39	0.99
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	133.98	9.92
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	133.98	9.92
臨時電灯 B		
基本料金		
契約電流 10 アンペアにつき	324.00	24.00
電力量料金		
1 キロワット時につき	27.16	2.01
臨時電灯 C		
基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	324.00	24.00
電力量料金		
1 キロワット時につき	27.16	2.01
公衆街路灯 A		
需要家料金		
1 契約につき	48.60	3.60
電灯料金		
10 ワットまでの 1 灯につき	82.11	6.08
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	123.21	9.13
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	205.36	15.21
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	288.61	21.38
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	452.93	33.55
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	452.93	33.55
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	210.72	15.61
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	314.52	23.30
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	157.80	11.69

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
公衆街路灯B		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	264.60	19.60
電力量料金		
1キロワット時につき	16.45	1.22
最低月額料金		
1契約につき	288.54	21.37
低圧電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	993.60	73.60
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	16.80	1.24
その他季料金	15.15	1.12
臨時電力		
定額制供給の場合		
契約電力1キロワット1日につき	192.30	14.24
従量制供給の場合		
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	20.15	1.49
その他季料金	18.17	1.35
農事用電力A（かんがい排水需要）		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	658.80	48.80
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	12.27	0.91
その他季料金	11.21	0.83
農事用電力B（脱穀調整需要）		
定額制供給の場合		
毎年最初の30日まで		
契約電力0.5キロワット	3,720.92	275.62
契約電力1キロワット	5,292.97	392.07
契約電力2キロワット	8,436.74	624.94
契約電力3キロワット	11,580.52	857.82
契約電力4キロワット	14,724.29	1,090.69
契約電力5キロワット	17,868.06	1,323.56
30日をこえる1日につき		
契約電力0.5キロワット	29.71	2.20
契約電力1キロワット	59.43	4.40
契約電力2キロワット	118.86	8.80
契約電力3キロワット	178.30	13.21
契約電力4キロワット	237.73	17.61
契約電力5キロワット	297.16	22.01



区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
従量制供給の場合		
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	18.47	1.37
その他季料金	16.66	1.23
公衆街路灯のお客さまについての特別措置		
最低料金		
1契約につき最初の12キロワット時まで	288.54	21.37
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	16.45	1.22
口座振替割引についての特別措置		
1契約につき	54.00	4.00

(6) 別表2 (燃料費調整) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.530	0.048
10ワットをこえ20ワットまでの1灯 につき	1.059	0.096
20ワットをこえ40ワットまでの1灯 につき	2.119	0.193
40ワットをこえ60ワットまでの1灯 につき	3.179	0.289
60ワットをこえ100ワットまでの1灯 につき	5.298	0.482
100ワットをこえる1灯につき100ワット までごとに	5.298	0.482
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	1.583	0.144
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアン ペアまでの1機器につき	3.165	0.288
100ボルトアンペアをこえる1機器に つき50ボルトアンペアまでごとに	1.583	0.144
(ロ) 臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.043	0.004
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボ ルトアンペアまでの場合	0.086	0.008
総容量が100ボルトアンペアをこえ500 ボルトアンペアまでの場合100ボルトア ンペアまでごとに	0.086	0.008
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キ ロボルトアンペアまでの場合	0.854	0.078
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3 キロボルトアンペアまでの場合1キロボ ルトアンペアまでごとに	0.854	0.078
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	0.898	0.082
(ニ) 農事用電力B (脱穀調整需要)		
1日につき		
契約電力0.5キロワット	0.224	0.020
契約電力1キロワット	0.449	0.041
契約電力2キロワット	0.898	0.082
契約電力3キロワット	1.346	0.122
契約電力4キロワット	1.795	0.163
契約電力5キロワット	2,243	0.204
ロ 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	0.136	0.012

(7) 附則8 (消費税法の改正にともなう経過措置) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.521	0.039
10ワットをこえ20ワットまでの1灯 につき	1.040	0.077
20ワットをこえ40ワットまでの1灯 につき	2.080	0.154
40ワットをこえ60ワットまでの1灯 につき	3.121	0.231
60ワットをこえ100ワットまでの1灯 につき	5.201	0.385
100ワットをこえる1灯につき100ワッ トまでごとに	5.201	0.385
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	1.554	0.115
50ボルトアンペアをこえ100ボルトア ンペアまでの1機器につき	3.107	0.230
100ボルトアンペアをこえる1機器に つき50ボルトアンペアまでごとに	1.554	0.115
(ロ) 臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.042	0.003
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボ ルトアンペアまでの場合	0.084	0.006
総容量が100ボルトアンペアをこえ500 ボルトアンペアまでの場合100ボルトア ンペアまでごとに	0.084	0.006
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キ ロボルトアンペアまでの場合	0.838	0.062
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3 キロボルトアンペアまでの場合1キロボ ルトアンペアまでごとに	0.838	0.062
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	0.881	0.065
(ニ) 農事用電力B (脱穀調整需要)		
1日につき		
契約電力0.5キロワット	0.220	0.016
契約電力1キロワット	0.441	0.033
契約電力2キロワット	0.881	0.065
契約電力3キロワット	1.322	0.098
契約電力4キロワット	1.763	0.131
契約電力5キロワット	2.202	0.163
ロ 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	0.134	0.010

(8) 別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) に定める離島基準単価

区分および単位	離島基準単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.013	0.001
10ワットをこえ20ワットまでの1灯 につき	0.025	0.002
20ワットをこえ40ワットまでの1灯 につき	0.052	0.005
40ワットをこえ60ワットまでの1灯 につき	0.077	0.007
60ワットをこえ100ワットまでの1灯 につき	0.129	0.012
100ワットをこえる1灯につき100ワッ トまでごとに	0.129	0.012
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	0.039	0.004
50ボルトアンペアをこえ100ボルトア ンペアまでの1機器につき	0.077	0.007
100ボルトアンペアをこえる1機器に つき50ボルトアンペアまでごとに	0.039	0.004
(ロ) 臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.001	0.000
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボ ルトアンペアまでの場合	0.002	0.000
総容量が100ボルトアンペアをこえ500 ボルトアンペアまでの場合100ボルトア ンペアまでごとに	0.002	0.000
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キ ロボルトアンペアまでの場合	0.021	0.002
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3 キロボルトアンペアまでの場合1キロボ ルトアンペアまでごとに	0.021	0.002
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	0.022	0.002
(ニ) 農事用電力B (脱穀調整需要)		
1日につき		
契約電力0.5キロワット	0.006	0.001
契約電力1キロワット	0.011	0.001
契約電力2キロワット	0.022	0.002
契約電力3キロワット	0.033	0.003
契約電力4キロワット	0.043	0.004
契約電力5キロワット	0.054	0.005
ロ 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	0.003	0.000

## (9) 附則8 (消費税法の改正にともなう経過措置) に定める離島基準単価

区分および単位	離島基準単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.013	0.001
10ワットをこえ20ワットまでの1灯 につき	0.025	0.002
20ワットをこえ40ワットまでの1灯 につき	0.051	0.004
40ワットをこえ60ワットまでの1灯 につき	0.076	0.006
60ワットをこえ100ワットまでの1灯 につき	0.126	0.009
100ワットをこえる1灯につき100ワッ トまでごとに	0.126	0.009
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	0.038	0.003
50ボルトアンペアをこえ100ボルトア ンペアまでの1機器につき	0.076	0.006
100ボルトアンペアをこえる1機器に つき50ボルトアンペアまでごとに	0.038	0.003
(ロ) 臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.001	0.000
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボ ルトアンペアまでの場合	0.002	0.000
総容量が100ボルトアンペアをこえ500 ボルトアンペアまでの場合100ボルトア ンペアまでごとに	0.002	0.000
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キ ロボルトアンペアまでの場合	0.021	0.002
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3 キロボルトアンペアまでの場合1キロボ ルトアンペアまでごとに	0.021	0.002
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	0.022	0.002
(ニ) 農事用電力B (脱穀調整需要)		
1日につき		
契約電力0.5キロワット	0.005	0.000
契約電力1キロワット	0.011	0.001
契約電力2キロワット	0.022	0.002
契約電力3キロワット	0.032	0.002
契約電力4キロワット	0.042	0.003
契約電力5キロワット	0.053	0.004
ロ 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	0.003	0.000